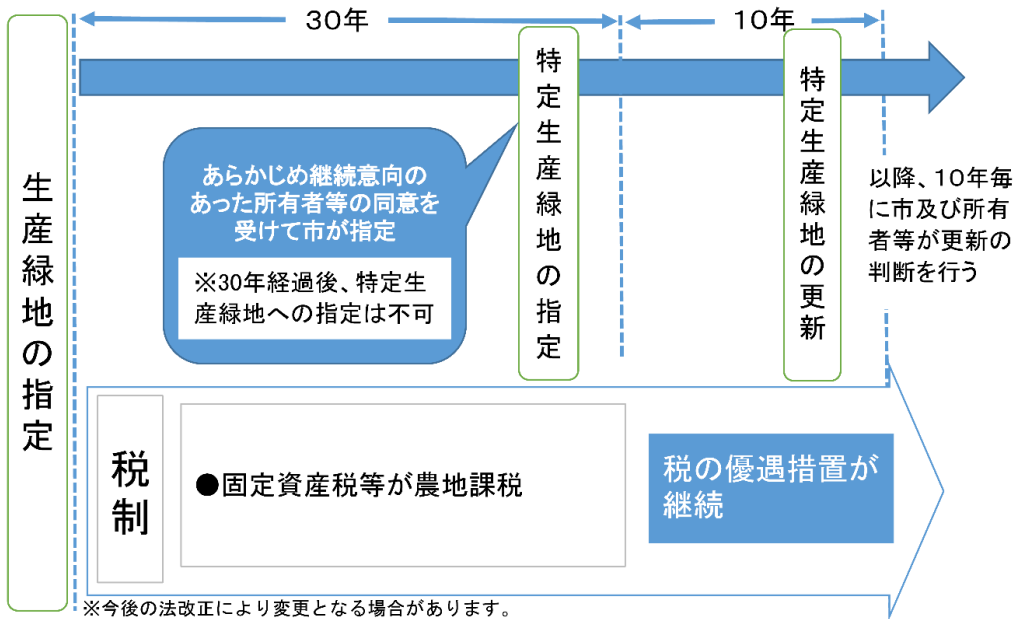


特定生産緑地制度について

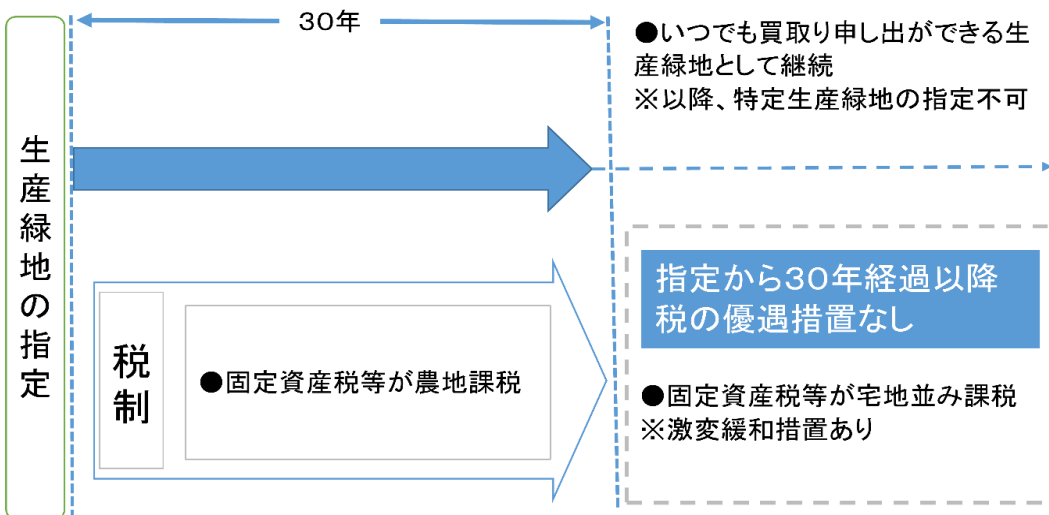
1. 特定生産緑地制度について

平成29年に生産緑地法が改正され、生産緑地のうち、生産緑地の指定をした日から30年を経過する日までに、一定の手続きを行うことで、買取りの申出が可能となる期日を10年延期する制度。

(1) 特定生産緑地に指定した場合



(2) 特定生産緑地に指定しない場合



2. 日高市の生産緑地指定状況（令和2年3月31日現在）

- ・平成4年12月10日指定：55地区（申出基準日 令和4年12月10日）
- ・平成5年12月1日指定：25地区（申出基準日 令和5年12月1日）
- ・平成7年8月15日指定：1地区（申出基準日 令和7年8月15日）

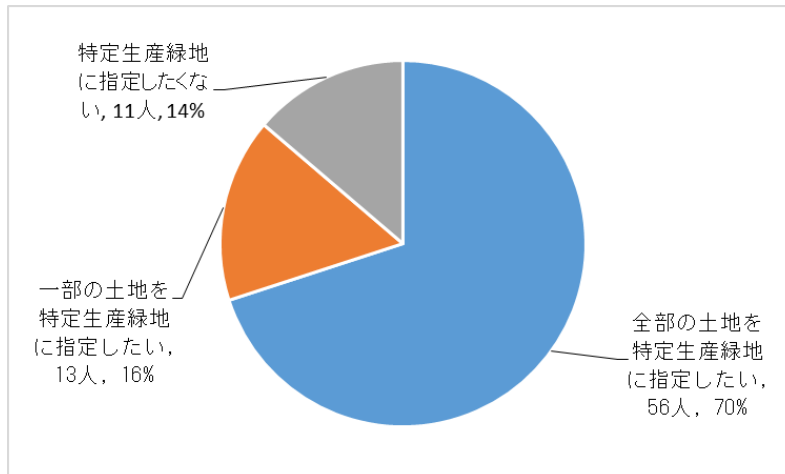
3. 事前アンケートの実施結果について

(1) 調査対象 生産緑地所有者及び利害関係人：96人

(2) 回答状況 80人（回答率 83.3%）

(3) 質問項目

- ・問：あなたが所有している生産緑地について、特定生産緑地に指定したいと思いますか。
- ・選択肢：①全部の土地を特定生産緑地に指定したい。
②一部の土地を特定生産緑地に指定したい。
③特定生産緑地に指定したくない。



4. 特定生産緑地指定のスケジュール（平成4年12月10日指定の場合）※最短例

令和元年度

10月 所有者等説明会

11月 事前アンケート

令和2年度

11月 所有者等説明会

12月 指定確認通知で意向確認後、正式手続き開始※令和3年度指定

令和3年度

11月 都市計画審議会への諮問

12月 特定生産緑地指定の告示

